(仮称) クスリのアオキ古川駅東店の届出概要について (法第5条第1項 新設)

1 届 出 者 株式会社クスリのアオキ

2 届出年月日 令和2年5月29日

3 店舗の名称 (仮称) クスリのアオキ古川駅東店

4 店舗設置者 株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

- 5 店舗所在地 大崎市古川駅東二丁目76 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品	
株式会社クスリのアオキ	1, 798 m²	医薬品、日用品、家庭用品、食料品	
計	1, 798 m²		

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和3年2月10日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐 車 場 の 収 容 台 数 100 台(指針による必要台数: 63台)

(2) 駐 輪 場 の 収 容 台 数 52 台(指針による参考台数: 52台)

(3) 荷さばき施設の面積 128.20 ㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 13.02 ㎡ (指針による必要容量: 8.39㎡)

- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前9時から午後10時まで
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
- (4) 荷 さ ば き 実 施 時 間 帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
 - ·公 告 年 月 日 令和 2年 6月12日
 - ・縦 覧 期 間 公告の日から令和2年10月12日まで

(公告の日から4か月間)

・地 元 説 明 会 新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催不能として整理。

→代替措置として新聞折り込みチラシ及び周辺住居へのポスティング、計画地での掲示を行った。

· 大規模小売店舗立地専門委員会 令和 2年 9月11日 ・市町村等からの意見書提出期限 令和 2年10月12日(公告の日から4か月以内) ・県の意見の通知期限 令和 3年 1月29日(届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

届出内容周知の	・新聞折り込みチラシ及び周辺住居へのポスティング、計画地での掲示
代替方法	
問い合わせ等	・なし

大崎市の意見について

意見内容	設置者の回答内容	
届出のあった店舗駐車場については,大崎市立古川	繁忙期等には適宜交通整理員を配置します。また、荷	
第二小学校及び古川東中学校の通学路に接している。	さばき作業者には安全確認の徹底を周知します。	
日頃から多数の児童生徒が通ることから、誘導員を配	→県の意見は不要	
置する等,安全対策を徹底されたい。		

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
同店新設予定地の近隣地は、小学校並びに幼稚園・病	駐車場は見通しの良い配置計画としており、出入口に
院・児童館等が現存し、通学者等が隣接道路を利用して	は停止線止まれの路面標示を行います。出入口①②に
いる。特に、同店舗北側及び南側の道路は児童館への移	ついては左折誘導の路面標示及び右折禁止看板を設
動や幼稚園の通園児童・病院への通院客が利用するもの	置します。
であることから、安心で安全な駐車場の配置計画や誘導	繁忙期等には適宜交通整理員を配置します。また、荷
を検討していただきたい。	さばき作業者には安全確認の徹底を周知します。
	→県の意見は不要
同店の閉店時間は午後10時ということであり、閉店	営業時間外はチェーン等での駐車場封鎖を検討しま
後の駐車場が若者の溜まり場となった場合、騒音問題等	す。
が発生することが予想されるので閉店後の駐車場の管理	→県の意見は不要
についても徹底した対応をしていただきたい。	
市道(いちょう通線)に渋滞が発生しないよう渋滞緩	繁忙期等には適宜交通整理員を配置します。
和の対策等を講じていただきたい。	→県の意見は不要
駐車場が混雑した場合には、誘導員を配置するなどの	繁忙期等には適宜交通整理員を配置します。
対応をしていただきたい。	→県の意見は不要
廃棄物の回収時間帯は、早朝と深夜を避け、住民への	廃棄物収集作業は早朝及び深夜を避けて行います。ま
騒音に対する配慮をお願いしたい。	た、廃棄物処理業者に騒音抑制意識の向上を働きかけ
	静穏に努めます。
	→県の意見は不要
まちづくりの観点から商工会議所等が実施する事業に	可能な範囲で協力を検討します。
も積極的に参画し、地域経済の発展に寄与していただき	→県の意見は不要
たい。	
地域貢献に配慮し、さらに、地域の商慣習にも倣った	地域貢献に配慮し、紛争が起きないよう努めます。
行動に努め、紛争が起きないようにしていただきたい。	→県の意見は不要

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届		出		者	株式会社クスリのアオキ	
届	出	年	月	日	令和2年5月29日	
店	舗		名	称	(仮称) クスリのアオキ古川駅東店	
所		在		地	大崎市古川駅東二丁目76 外	
市	町木	寸 0)意	見	あり	なし
地域住民等の意見		見	あり	なし		
					県 の 意 見 家	ξ
交	通		関	係	あり	なし
騒	音		関	係	あり	なし
廃	棄	物	関	係	あり	なし
そ		の		他	_	
意		見		案	県の意見はなし	
					店舗が面する道路が通学路に指定さ	れていることから、車両出入口付近の
歩行者の安全確保について十分に配慮願います。		願います。				
附	帯 意 見 案 また、騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転を徹底					
	するとともに、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的				し立てられた場合には、追加的な騒音	
防					防止対策を検討し,周辺環境の保全に配慮願います。	